

医療受給者証が更新となります !!

子ども・重度心身障がい者・ひとり親家庭等の各医療費受給者証は、7月31日で有効期間が満了となり、8月1日から使用できなくなります。

町では、更新手続きを不要とし、受給者証の交付方法を「郵送による交付」としております。

※別途通知済の「書類提出が必要な方(下記)」は、期日までに提出をお願いします。

- ・高校生受給者の方(子ども医療費のみ) → 在学証明書
- ・大学生等受給者の方(ひとり親家庭等医療費のみ) → 在学証明書
- ・今年、福島町へ転入された方等(三医療共通) → 平成29年度所得課税(非課税)証明書

◇新しい受給者証は、7月24日頃までに届くよう送付予定です。

(有効期限までに届いていない場合には、連絡をお願いします。)

事業名	対象者	対象診療	証の色
子ども医療費給付事業	0歳～18歳の方(満18歳に達する日以後の3月31日まで) ※中学校修了者については、高等学校(定時制・通信制を除く)に在学していることが条件となります。	入院 ・ 通院	白色
重度心身障がい者医療費給付事業	身体障がい者(児)…身障手帳1級、2級、内部障害3級の方	入院 ・ 通院	緑色
	知的障がい者(児)…療育手帳「A」判定の方	入院 ・ 通院	
	精神障がい者(児)…精神手帳1級	通院のみ	
ひとり親家庭医療給付事業	母子・父子家庭の親及び扶養されている18歳までの方 ※学生は20歳まで	入院 ・ 通院 (親は入院のみ)	黄色

※現在交付を受けておらず、上記表に該当すると思われる方は、福祉課まで連絡して下さい。

重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費給付事業は、所得制限があるため、対象にならない場合もありますのであらかじめご了承ください。

お問い合わせ先 福祉課福祉係 ☎47-4682(直通)